

平成27年3月松伏町議会定例会提出追加議案概要

議案第28号

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

1 趣旨

まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関する事項を審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置する条例の制定

2 内容

(1) 所掌事項（第2条関係）

審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

ア 総合戦略の策定

イ 総合戦略の効果検証

ウ 総合戦略の改訂

エ 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(2) 組織（第3条関係）

審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

ア まち・ひと・しごと創生法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者

イ 公募による町民

ウ その他町長が特に必要と認める者

(3) 会長及び副会長（第4条関係）

審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

ア 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

イ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(4) 任期及び失職（第5条関係）

委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

(5) 会議（第6条関係）

ア 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

イ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

(6) 関係者の出席（第7条関係）

審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

(7) 庶務（第8条関係）

審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第29号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

- 2 内容
国民健康保険法の一部改正に伴い、引用条項を改正する規定の整備
- 3 施行期日
平成27年4月1日

議案第30号

平成26年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

1	補正前予算額	7,967,074千円
2	補正予算額	102,240千円
3	合計	8,069,314千円